

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

大字栗又四ケの一部の地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1. 地図及び簿冊の名称 栗又四ケI地区の地籍図及び地籍簿
2. 閲覧期間 令和8年 6月26日（金）から 20日間
令和8年 7月15日（水）まで
3. 閲覧場所 小美玉市役所 玉里総合支所 2階 地籍調査課内
(小美玉市上玉里1122番地)
4. 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
5. 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
6. 閲覧は、期間中毎日午前9時から午後4時まで行うこととする。
(ただし、閉庁日（6月27日、7月5日、7月11日、7月12日）及び正午から午後1時までの時間は除く。)

令和8年6月18日

小美玉市長 島田 幸三